

（参考資料1）

新堀川を考える新堀小OB・OG有志の会からの公開質問状



2017年12月27日

高知県知事 尾崎 正直 殿

## はりまや町一宮線（はりまや工区）に関する公開質問状

新堀川を考える新堀小 OB・OG 有志の会

共同代表：井上 淳一・安原 泰三

高知県民のために日々ご尽力くださることに敬意を表します。

私たちは、都市計画道路「はりまや町一宮線（はりまや工区）」の行方に強い関心を抱く新堀小学校 OB・OG 有志による住民団体です。都市計画道路案そのもの、および同計画の中止区間に関する整備のあり方を提言する「はりまや町一宮線（はりまや工区）まちづくり協議会」による行政手続についてご見解を伺いたく、下記したためます。

### 1. 都市計画道路案そのものが抱える不備

協議会で提示されている県案は、①文化的遺産の破壊 ②交通危険度の増大 ③貴重な希少生物の死滅の危機という、現在ある良い部分をすべて壊してしまう受け入れがたい内容となっています。下記にそれぞれを詳述します。

#### ① 文化的遺産の破壊

新堀の名前で、親しまれてきた流れは、約 400 年の歴史を持っています。「河内」と書き「こうち」と呼んだ歴史があるように、高知の城下町は、川と堀の水運により発展を遂げてきました。なかでも新堀は、お城の外堀として、県内の材木の収集拠点として、県外は大坂や江戸との物資の水揚げ場としての基点の役割を果たしてきました。現在、高知の城下町の形成とともに歩んできた堀は、高知城内堀と新堀を残すだけとなっています。

高度経済成長期より車社会が到来し、便利な世の中となっています。しかし、環境問題やその他の要因も含めて、車社会の見直しが迫られているのが現状です。また、若い人を中心に車に対する、価値観の違いも生まれてきています。

今、新堀を考えるうえで、少なくとも 50 年、100 年後の後世のために、土地に根ざした文化的遺産を受け継ぎながらの道路整備を行うという考えに、私たちは立たなければならないのではないのでしょうか。代替案を含め、新堀川への都市計画道路工事をするには、江戸時代より続く堀を偲ばせる川幅や石積みなどが改変され、その歴史的価値を失わせることを意味します。

第 2 回のパブコメでも「新堀川を埋めて道路を広げることは、高知城の堀を埋めて四車線道路を作るに等しい蛮行です」との指摘があります。県案は、①高知駅前の通りの交通量の分散

②「基準」の交通量を超えるので4車線化するとしています。しかしこの時代にいまや数少ない歴史文化を伝える新堀川を破壊してまで建設するに足る理由なのか、私たちは疑問を持っています。知事の所見を伺います。

1-① 城下町時代からの歴史文化を伝える新堀という文化的遺産を失ってまで、必要がある工事だと思われませんか。

## ②交通危険度の増大

新規に道路を作るにあたり、私たちははりまや橋小東門に隣接する道路の設計速度が50kmであることを不適切と考えています。

市内のPTAは、毎年校区の危険箇所を詳しく調べて改善要望を出し、交通安全のための旗ふりといった地道な活動によって、現在の事故数となっています。現在より10kmスピードが上がれば4車線化に伴って交通量が増えれば、交通危険度が増大することは火を見るよりも明らかです。また、若い生徒にとっては早いスピードで車が通過する4車線道路は広すぎて、なかなか渡り切れないなどの心理的な不安が出ることも想定されます。

1-② 新規道路をスクールゾーンとし、道路設計を30kmとすべきと考えます。知事のご見解をお聞かせください。

## ③貴重な希少生物の死滅の危機

かつて高知は、新堀川および浦戸湾全体にいたるまで、高知パルプによる廃液の垂れ流しにより、魚類が大量に斃死する事態にまで追い込まれました。一度壊された環境がよみがえることは困難です。しかしながら市民全体の美化運動とも相まって、浦戸湾および新堀川は甦っています。新堀川がシオマネキやアカメなどの希少種を含む多様な生き物の生息域となっているのは、その象徴ともいえるものです。

県の代替案では、シオマネキを人工干潟に移すことが計画されています。ところが希少種の人工的な移植は難しく、成功の保証はまったくありません。かつて県は9匹のシオマネキを浦戸湾の適地とされる干潟に移植を試みましたが、失敗しています。

むしろ、高知市内中心部にこれだけの環境があるところは珍しいと思います。アカメやシオマネキをはじめ、希少種や生物多様性を大切に思う方は県内外におり、観光資源にもなりえます。道路にすれば何の魅力もないただの道です。この環境をこそ守り生かしていくべきではないでしょうか。知事の所見を伺います。

1-③ 新しくできる県道を県外から見に来る人、観光に来る人をどれだけ見込んでいますか。

## 2. まちづくり協議会における行政手続の不備


高知県によって設置された「はりまや町一宮線（はりまや工区）まちづくり協議会」（以下、協議会）が2017年12月現在まで3回開催され、2度にわたるパブリック・コメント（以下、パブコメ）が行われました。1回目は58名から、2回目は73名からの意見提出があり、それぞれに工事再開についての賛否をはじめとする意見が寄せられました。12月5日の第3回協議会では、2回目のパブコメで新案賛同の声が多数であったことを根拠に、協議会内で異論に答えることなく第1案を有力にするとしました。

しかし、私たちは2回目のパブコメに関して手続面での疑問を抱いています。パブコメについて定めた高知県行政手続条例第40条には「当該意見公募手続の実施について周知するよう努めるとともに、当該意見公募手続の実施に関連する情報の提供に努めるものとする」と明記しています。ところが、地元からは「土木部県職員が第2回協議会資料とパブコメのフォーマットを10部ほど町内会に持参し、取りに来るから集めてほしいと言われた」との声が上がっています。なお私たちの独自調査では、県職員によるこうした働きかけがあった町内会もあればなかった町内会もあることが、明らかになっています。さらに協議会では、町内会に入っていない若い世代の住民や、道路の影響を大きく受けるはりまや橋小学校のPTAには、先の一部の町内会に対して行った努力をしていないことが明言されています。

行政手続法は、行政運営における公正の確保と透明性の向上をもって国民の権利利益の保護に資することを趣旨としています（第1条）。高知県行政手続条例もこれに則ることを鑑みれば、2回目のパブコメにおける一部の町内会にのみ意見提出を働きかけるという土木部県職員の振る舞いは「行政運営における公正の確保」からは程遠いものではないでしょうか。この点につき、下記の通り質問いたします。

- 2-① 土木課県職員による2回目のパブコメは、土木部長公認のもと行われたものでしょうか。
- 2-② 上述したパブコメの集め方に対し、県知事はどう受け止めておられますか。ご見解をお聞かせください。

ご多忙の折恐れ入りますが、ご回答は2018年1月12日（金）までをお願いします。

回答先：新堀川を考える新堀小OB・OG有志の会 共同代表：井上 淳一・安原 泰三 連絡先 
--

### さいごに・・・有志の会からの提案

私たちは、現在の計画を中止し、白紙撤回していただくことを望んでいます。元の堀に戻し、幕末の志士たちが駆け回った頃の文化遺産を守り育むためにも、駐車場部分を撤去し、元の堀に戻すとともに、歩行者に優しいまちづくりを進めることを提案します。

2017年 新堀橋の交差点での学童の動向

		東行き (人)	南行き (人)		
		約69名	約14名		
月	日	開始時間	終了時間	東行き (人)	南行き (人)
11	14	15:33	16:50	83	15
11	15	15:30	16:55	18	11
11	17	15:28	16:51	86	19
11	20	15:37	16:45	59	12
11	24	15:48	16:50	75	11
11	28	15:30	16:50	67	20
11	30	15:27	16:53	61	14
12	1	15:27	16:51	102	16
12	8	15:29	16:55	82	17
12	11	15:36	16:55	59	9

但し、東行きは交差点を横断して菜園場方面に向かう児童の数。

南行きは道路の沿って電車通りに向かう児童の数です。

浦戸湾を守る会 田中さんより。